

# 香川県報



第 46 号

平成 15 年

6月13日(金曜日)

香川県魚介類行商に関する条例施行規則をここに公布する。

平成十五年六月十三日

香川県知事 真 鍋 武 紀

## 香川県規則第七十二号

香川県魚介類行商に関する条例施行規則

香川県魚介類行商条例施行規則(昭和三十年香川県規則第五十三号)の全部を改正する。

(趣旨)

第一条 この規則は、香川県魚介類行商に関する条例(平成十五年香川県条例第六号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(登録の申請)

第二条 条例第三条第一項の登録の申請は、申請者の住所を所管する保健所長(県の区域外に住所を有する場合にあつては、主たる魚介類行商を行う区域を所管する保健所長。以下「所管保健所長」という。)に行わなければならない。

2 条例第三条第二項の申請書は、魚介類行商登録申請書(第一号様式)によるものとする。

(魚介類行商登録簿)

第三条 条例第三条第三項の魚介類行商登録簿は、第二号様式によるものとする。

(更新の申請)

第四条 条例第五条第一項の更新の申請は、魚介類行商登録更新申請書(第一号様式)により、所管保健所長に行わなければならない。

(変更等の届出)

第五条 条例第六条第一項の規定による変更の届出は魚介類行商登録事項変更届出書(第三号様式)により、同項の規定による廃止の届出は魚介類行商廃止届出書(第四号様式)により所管保健所長に行わなければならない。

(魚介類行商登録証)

第六条 条例第七条第一項の魚介類行商登録証は、第五号様式によるものとする。

(登録証の再交付の申請)

第七条 条例第七条第三項の魚介類行商登録証の再交付の申請は、魚介類行商登録証再交付申請書(第六号様式)により所管保健所長に行わなければならない。

## 目次

(●印は、県法規集掲載事項) ページ

### 規 則

●香川県魚介類行商に関する条例施行規則 (生活衛生課) 一

●香川県出先機関事務決裁規則の一部を改正する規則 ( " " ) 一〇

### 告 示

○香川県議会定例会の召集 (政 策 課) 一一

○生活保護法の規定による医療扶助のための施術担当機関の指定 (健康福祉総務課) 一一

○生活保護法の規定による指定施術機関を廃止した旨の届出 ( " " ) 一一

○公有水面埋立免許 (水 産 課) 一一

### 公 告

○平成十五年度狩猟免許試験の実施 (環境・水政策課) 一二

○土地改良区の役員の就任の届出 (土地改良課) 一三

○土地改良区の役員の退任の届出 ( " " ) 一四

○土地改良事業の工事完了の届出 ( " " ) 一四

○県営土地改良事業計画の決定(四件) ( " " ) 一五

○県営土地改良事業計画に係る特別減歩換地の指定 ( " " ) 一五

○一般競争入札の実施 (技術企画課) 一七

○選挙管理委員会告示 ( " " ) 一七

●地方自治法に規定する直接請求に必要な選挙権を有する者の五十分の一の数 ( " " ) 一七

等 ( " " ) 一七

## 規 則

2 魚介類行商登録証を汚損し、又は破損したことにより前項の申請をする場合は、当該魚介類行商登録証を当該申請書に添付しなければならない。  
(身分証明書)

第八条 条例第九条第二項の証票は、第七号様式によるものとする。

附 則

この規則は、平成十五年十月一日から施行する。

香 川 県 証 紙 欄  
(消印してはならない。)

## 魚介類行商登録 (登録更新) 申請書

年 月 日

香川県 保健所長 殿

申請者 住 所  
氏 名

(法人にあっては、その名称及び代表者の氏名)

魚介類行商の登録 (登録の更新) を受けたいので、香川県魚介類行商に関する条例第3条第2項 (第5条第2項において準用する同条例第3条第2項) の規定により申請します。

魚介類行商 を行おうと する者	住 所			
	ふりがな 氏名又は名称及 び代表者の氏名			
	電話番号			
行商従事者	住 所			
	氏 名			
魚 介 類 行 商 の 方 法	自動二輪車 その他 (	原動機付自転車	自転車	手押し車 )
魚介類行商 に使用する 容器	構 造			
	材 質		個 数	個
魚介類行商を行う区域				
魚介類行商 を行おうと する者の欠 格事項	1 香川県魚介類行商に関する条例若しくは食品衛生法又はこれらに基づく処分に違反して罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者	有 ・ 無		
	2 香川県魚介類行商に関する条例第11条第1項の規定により登録を取り消され、その処分のあった日から2年を経過しない者	有 ・ 無		
	3 香川県魚介類行商に関する条例第11条第1項の規定により魚介類行商の停止を命ぜられ、その停止の期間が経過しない者	有 ・ 無		

注1 欄内に記載事項のすべてを記載することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付してください。

2 「魚介類行商の方法」欄及び「魚介類行商を行おうとする者の欠格事項」欄は、該当するものを○で囲んでください。



第3号様式 (第5条関係)

(日本工業規格A列4番)

## 魚介類行商登録事項変更届出書

年 月 日

香川県 保健所長 殿

届出者 住 所

氏 名

(法人にあっては、その名称及び代表者の氏名)

魚介類行商登録事項に変更があったので、香川県魚介類行商に関する条例第6条第1項の規定により届け出ます。

登 録 番 号	第 号
変 更 事 項	
変 更 前	
変 更 後	
変 更 年 月 日	年 月 日

注1 欄内に記載事項のすべてを記載することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付してください。

2 変更があった日から10日以内に届け出てください。

魚介類行商廃止届出書

年 月 日

香川県 保健所長 殿

届出者 住 所

氏 名

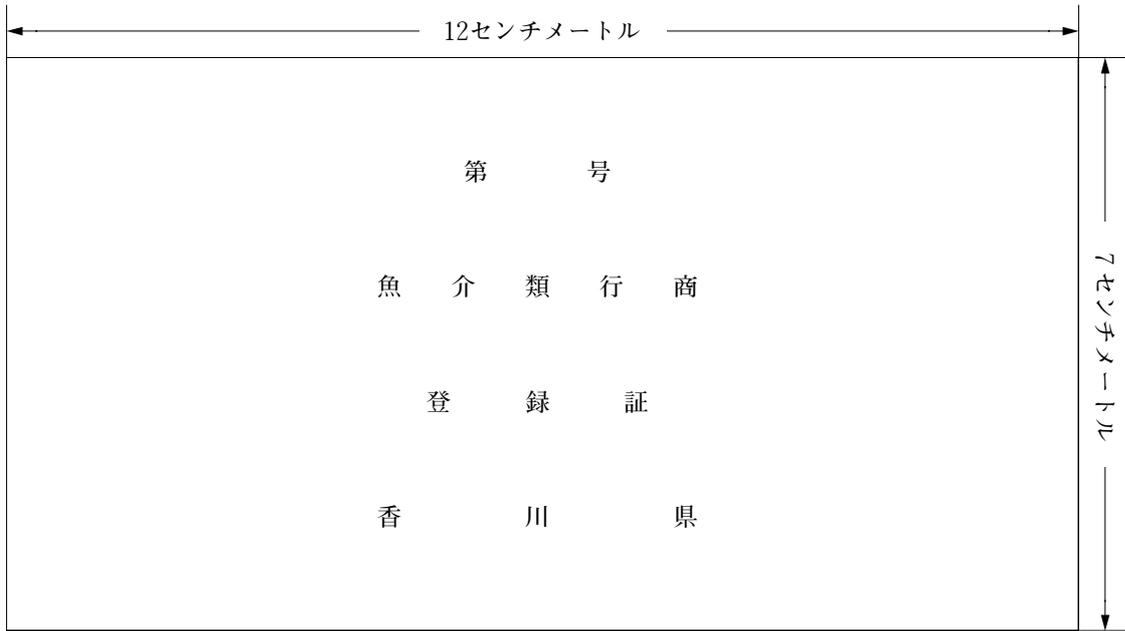
（法人にあっては、その名称及び代表者の氏名）

魚介類行商を廃止したので、香川県魚介類行商に関する条例第6条第1項の規定により届け出ます。

登 録 番 号	第 号
廃 止 年 月 日	年 月 日

- 注1 魚介類行商登録証を添付してください。
- 2 廃止した日から10日以内に届け出てください。

第5号様式 (第6条関係)



注 材質は、金属とし、文字は、黒色とする。

香 川 県 証 紙 欄  
(消印してはならない。)

魚介類行商登録証再交付申請書

年 月 日

香川県 保健所長 殿

申請者 住 所

氏 名

(法人にあっては、その名称及び代表者の氏名)

魚介類行商登録証の再交付を受けたいので、香川県魚介類行商に関する条例第7条第3項の規定により申請します。

登 録 番 号	第 号
再 交 付 の 理 由	

注 魚介類行商登録証を汚損し、又は破損したことにより申請をする場合は、当該魚介類行商登録証を添付してください。

第7号様式（第8条関係）

(表面)

8センチメートル

写 真	第 号 身 分 証 明 書 所 属 職 名 氏 名 生年月日                      年   月   日
--------	--

6センチメートル

上記の者は、香川県魚介類行商に関する条例第9条第1項の職員であることを証明する。

年   月   日

香川県知事                      印

(裏面)

香川県魚介類行商に関する条例（抜粋）

（報告、検査等）

第9条 知事は、この条例の施行に必要な限度において、行商者に対し、魚介類行商に関する報告を求め、又はその職員に、販売の用に供する魚介類、行商容器その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2 前項の規定により検査又は質問をする職員は、その身分を示す証票を携帯し、関係者に提示しなければならない。

3 第1項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

香川県出先機関事務決裁規則の一部を改正する規則をここに公布する。  
平成十五年六月十三日

香川県知事 真 鍋 武 紀

香川県規則第七十三号

香川県出先機関事務決裁規則の一部を改正する規則

香川県出先機関事務決裁規則(昭和四十四年香川県規則第五号)の一部を次のように改正する。

<p>別表三保健所公衆浴場法関係事務の項中</p> <p>「法…公衆浴場法 省…公衆浴場法 行規則 条…公衆浴場に対 する措置の基 準等に関する 条例 規…公衆浴場法施 行細則」</p>	<p>別表三保健所旅館業法関係事務の項中</p> <p>「法…公衆浴 省…公衆浴場 行規則 条…公衆浴場 に対する措置 等に関する 条例」</p>	<p>場法 法施 に對 の基 する 」</p> <p>に改め、同項所長等委任事項の欄第八号を次のように改める。</p> <p>8 水質検査の結果が水質基準に適合していない旨の報告を受けること。(条5条7号)</p>	<p>「法…旅館業 省…旅館業法施 規則」</p> <p>別表三保健所食品衛生法関係事務の項の次に次のように加える。</p> <p>8 水質検査の結果が水質基準に適合していない旨の報告を受けること。(条10条1項2号)</p> <p>1 行商者の登録をし、登録の更新をし、変更届出事項の登録をし、又は登録を抹消すること。(条3条1項、5条1項、6条2項、12条)</p> <p>2 行商者から登録事項の変更又は魚介類行商の廃止の届出を受けること。(条6条1項)</p> <p>3 魚介類行商登録証を交付し、再交付し、又はその返納を受けること。(条7条1項・3項、13条)</p> <p>4 行商者に報告を求め、又は職員に検査をさせること。(条9条1項)</p> <p>5 行商者に対し、必要な措置を講ずべきことを命ずること。(条10条)</p> <p>6 行商者の登録を取り消し、又はその魚介類行商の停止を命ずること。(条11条1項)</p>
---	---	---	---

別表三保健所その他の項所長等委任事項の欄中第一号及び第二号を削り、第三号を第一号とする。

附則

この規則は、平成十五年七月一日から施行する。ただし、別表三に保健所魚介類行商に関する条例関係事務の項を加える改正規定及び同表保健所その他の項所長等委任事項の欄の改正規定は、同年十月一日から施行する。

告 示

●香川県告示第三百四十二号

平成十五年六月二十日午前十時香川県議会定例会を高松市番町五丁目香川県議会議事堂に招集する。

平成十五年六月十三日

香川県知事 真 鍋 武 紀

●香川県告示第三百四十三号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十五条において準用する同法第四十九条の規定により、医療扶助のための施術を担当させる者を次のとおり指定した。

平成十五年六月十三日

香川県知事 真 鍋 武 紀

指定年月日	施 術 者	施術者の住所	施設の名称	施設の所在地
平成一五、三、一八	林 芳生	丸亀市土器町西五丁目四七六番地	林接骨院	丸亀市土器町西五丁目二七二番地
平成一五、三、一	鎌倉 和広	木田郡牟礼町原二九	かまくら接骨院	木田郡牟礼町牟礼五
平成一五、四、一	岡田 卓也	小豆郡土庄町瀨崎甲一四〇〇―一八番地	岡田接骨院	小豆郡土庄町瀨崎甲一四〇〇―一八番地

●香川県告示第三百四十四号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十五条で準用する同法第五十条の規定により、次の指定施術機関から当該施術機関を廃止した旨の届出があった。

平成十五年六月十三日

香川県知事 真 鍋 武 紀

廃止年月日	名 称	開 設 者	所 在 地
平成一五、三、三一	岡田接骨院	岡田 恒	小豆郡土庄町瀨崎甲一四〇〇―一八番地

●香川県告示第三百四十五号

公有水面埋立法（大正十年法律第五十七号）第二条第一項の規定により、次のとおり公有水面の埋立てを免許した。

平成十五年六月十三日

香川県知事 真 鍋 武 紀

一 免許年月日

平成十五年六月五日

二 免許を受けた者の名称及び所在地並びに代表者の氏名

香川県

高松市番町四丁目一番一〇号

香川県知事職務代理人 香川県副知事 川北文雄

三 埋立区域

1 位置

香川郡直島町字神子持三二九八番、三二九八番に隣接する無番地、字姫宮五一八番

七、字積浦四七八九番地先公有水面

2 区域

次の各地点のうち①の地点と②の地点を結ぶ平成十四年秋分の満潮位（T・P・十

一・三一〇メートル）における公有水面と陸地との境界線及び②の地点から②の地点

を順次に結んだ線並びに①の地点と②の地点を結んだ線により囲まれた区域

①の地点 二等三角点直島（北緯三四度二七分二一・七二三三秒、東経一三三度五

九分〇六・一七三〇秒。以下「基点」という。）から九五度四五分五七秒、

一、三三二・九九メートルの地点

②の地点 ①の地点から一四六度四一分五九秒 一〇四・〇三メートルの地点

次の各地点を順次に結んだ線及びAの地点とEの地点を結んだ線により囲まれた区域

- Aの地点 基点から九三度四七分〇八秒 一、三五七・四〇メートルの地点
- Bの地点 Aの地点から二五六度二六分二五秒 六一・三三メートルの地点
- Cの地点 Bの地点から一六六度一六分一八秒 五〇・〇〇メートルの地点
- Dの地点 Cの地点から一四三度二四分二五秒 一〇三・六〇メートルの地点
- Eの地点 Dの地点から五三度〇三分〇三秒 七六・〇〇メートルの地点

3 面積

一〇、二二三・七一平方メートル

五 埋立地の用途

道路用地

公 告

●香川県公告第四百号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号。以下「法」という。）第四十一条の規定により、狩猟免許試験を次のとおり実施する。

平成十五年六月十三日

香川県知事 真 鍋 武 紀

一 日時及び場所

	日	時	場 所
第一回	平成十五年八月二十九日（金曜日）	午前九時から	高松市番町四丁目一番一〇号
第二回	平成十五年九月十一日（木曜日）	午前九時から	香川県庁本館十二階第一会議室

二 受験手続

1 提出書類

(一) 狩猟免許申請書

(二) 法第四十条第二号から第四号に該当しないことを証する旨の医師の診断書

- ③の地点 ②の地点から三四〇度一五分三二秒 三・五二メートルの地点
- ④の地点 ③の地点から三三七度〇五分三三秒 五・四五メートルの地点
- ⑤の地点 ④の地点から三三三度五一分一三秒 五・四五メートルの地点
- ⑥の地点 ⑤の地点から三三〇度四六分〇九秒 五・四〇メートルの地点
- ⑦の地点 ⑥の地点から三二八度〇六分五八秒 五・三五メートルの地点
- ⑧の地点 ⑦の地点から三二五度四八分五四秒 五・三〇メートルの地点
- ⑨の地点 ⑧の地点から三二三度五一分四三秒 五・二五メートルの地点
- ⑩の地点 ⑨の地点から三二二度一七分一五秒 五・二〇メートルの地点
- ⑪の地点 ⑩の地点から三二二度〇四分三三秒 五・一四メートルの地点
- ⑫の地点 ⑪の地点から三二〇度一分三五秒 五・〇九メートルの地点
- ⑬の地点 ⑫の地点から三一九度四二分四七秒 五・〇四メートルの地点
- ⑭の地点 ⑬の地点から三二〇度〇四分一〇秒 四・九九メートルの地点
- ⑮の地点 ⑭の地点から三二〇度三六分四八秒 四・九四メートルの地点
- ⑯の地点 ⑮の地点から三二二度一六分〇七秒 四・八八メートルの地点
- ⑰の地点 ⑯の地点から三二二度一七分四八秒 四・八三メートルの地点
- ⑱の地点 ⑰の地点から三二三度四分二五秒 四・七七メートルの地点
- ⑲の地点 ⑱の地点から三二五度三五分三〇秒 四・七一メートルの地点
- ⑳の地点 ⑲の地点から三二七度四九分四四秒 四・六六メートルの地点
- ㉑の地点 ⑳の地点から三三〇度〇九分五六秒 四・六〇メートルの地点
- ㉒の地点 ㉑の地点から三三二度三八分五五秒 四・六〇メートルの地点

3 面積

九二二・六八平方メートル

四 埋立てに関する工事の施行区域

1 位置

香川郡直島町字神子持三二九八番、六一九番、三二九八番に隣接する無番地、字姫宮五一八番七、字積浦四七八九番、四七七五番四、四七七五番三、四七八九番に隣接する無番地、字積浦四七八九番、四七八九番に隣接する無番地、字姫宮五一八番七、字積浦四七八九番、四七八九番に隣接する無番地先公有水面

2 区域

(ただし、申請者が銃砲刀剣類所持等取締法(昭和三十三年法律第六号) 第四条 第一項第一号の規定による許可を現に受けている場合は必要としない。)

(三) 受験票

(申請前六月以内に撮影した無帽、正面、上三分身及び無背景で縦三・六センチメートル及び横二・四センチメートルの写真を所定の欄にはり付け、住所、氏名、撮影年月日等必要事項を記載すること。)

2 受験手数料

五、三〇〇円。ただし、法第四十九条第一号に該当する者については、四、〇〇〇円

(受験手数料の金額に相当する額の香川県証紙を狩猟免許申請書の所定の欄にはり付け納付するものとし、当該証紙に消印はしないこと。なお、小豆島を除く島しょ部に住所を有する者が、郵便等による送付により狩猟免許申請書を提出する場合は、香川県証紙に代えて額面五、三〇〇円(ただし、法第四十九条第一号に該当する者については、四、〇〇〇円)の郵便為替を同封することによる納付を認める。)

3 受付期間

第一回	平成十五年八月一日から同月十五日まで (日曜日及び土曜日を除く。)	郵便等による送付による場合は、上記期間中の消印(これに準ずるものを含む。)のあるものに限りに受け付ける。
第二回	平成十五年八月十八日から同年九月二日まで (日曜日及び土曜日を除く。)	

4 提出書類の提出先

高松市番町四丁目一番一〇号(郵便番号七六〇一八五七〇)  
香川県環境森林部環境・水政策課自然保護室

5 申請書等の交付場所

香川県環境森林部環境・水政策課自然保護室並びに香川県猟友会及び同会各支部

三 その他

1 狩猟免許申請書を受理し、受験資格を有することを確認した後、受験票を本人あてに送付する。

2 試験の当日は、受験票及び印鑑を必ず持参すること。

3 既納の手数料は、返還しない。

4 受験手続等についての問い合わせは、香川県環境森林部環境・水政策課自然保護室(電話番号〇八七―八三二―三三二二)に行うこと。

●香川県公告第四百一号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第十八条第十六項の規定により、木田郡三木町山大寺池土地改良区から役員の内退任及び就任について次のとおり届出があった。  
平成十五年六月十三日

一 退任した役員

役員の氏名 住所 退任年月日

氏名	住所	退任年月日
久保 和雄	木田郡三木町大字上高岡一―一九番地	平成二二、四、二五
岡村 頼央	〃	平成一四、七、七
安西 幸夫	〃	平成一五、五、七
安西 健	〃	〃
安西 義信	〃	〃
石井 定夫	〃	〃
石濱 健一	〃	〃
市原 正昭	〃	〃
鎌倉 茂雄	〃	〃
菊地 明	大字下高岡一八八五番地一	〃
串田 利勝	大字上高岡九八七番地二	〃
國元 守	〃	〃
香西 廣信	〃	〃
小竹 進	〃	〃
小竹 敏夫	〃	〃
白井 扶幸	〃	〃
鹿野 文一	〃	〃
武田 清	〃	〃

香川県知事 真 鍋 武 紀



三豊干拓土地改良区	団体営基盤整備促進事業	三豊干拓地区	平成一四、一二、二六
観音寺市一ノ谷池土地改良区	単独県費補助土地改良事業	高樋地区	平成一五、三、二五

●香川県公告第四百四号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条第一項の規定により、県営土地改良事業（県営中讃南部地区中山間地域総合整備事業（ほ場整備事業） 椿谷地区）計画を平成十五年六月四日定めた。

その関係書類を満濃町建設課において平成十五年六月十九日から同年七月九日まで縦覧に供する。

平成十五年六月十三日

香川県知事 真 鍋 武 紀

●香川県公告第四百五号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条第一項の規定により、県営土地改良事業（県営中讃南部地区中山間地域総合整備事業（ほ場整備事業） 佐文中筋地区）計画を平成十五年六月四日定めた。

その関係書類を仲南町産業振興課において平成十五年六月十九日から同年七月九日まで縦覧に供する。

平成十五年六月十三日

香川県知事 真 鍋 武 紀

●香川県公告第四百六号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条第一項の規定により、県営土地改良事業（県営中讃南部地区中山間地域総合整備事業（ほ場整備事業） 城山地区外一）計画を平成十五年六月四日定めた。

その関係書類を琴南町建設経済課において平成十五年六月十九日から同年七月九日まで縦覧に供する。

平成十五年六月十三日

香川県知事 真 鍋 武 紀

●香川県公告第四百七号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条第一項の規定により、県営土地改良事業（県営中讃南部地区中山間地域総合整備事業（ほ場整備事業） 洲野地区外一）計画を平成十五年六月四日定めた。

その関係書類を琴南町建設経済課において平成十五年六月十九日から同年七月九日まで縦覧に供する。

平成十五年六月十三日

香川県知事 真 鍋 武 紀

●香川県公告第四百八号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十九条の二第三項において準用する同法第五十三条の二の三第一項の規定に基づき、県営農村振興総合整備事業三木北部地区（第二工区）において樹立する換地計画に関し、次の従前の土地は、地積を特に減じる土地として指定したので、同条第二項において準用する同法第五十三条の二第三項の規定により公告する。

平成十五年六月十三日

香川県知事 真 鍋 武 紀

所在	地番	地目	用途	地積	特に減ずる地積
木田郡三木町大字池戸字四角寺	一一五二一	田	田	七六〇平方メートル	三五〇平方メートル
木田郡三木町大字井上字西山田	三〇五	〃	〃	三八三平方メートル	二〇〇平方メートル
〃	三三九	〃	〃	一、二〇八平方メートル	五二〇平方メートル
木田郡三木町大字井上字草田	二二二二	〃	〃	四六六平方メートル	二七〇平方メートル

●香川県公告第四百九号

次のとおり一般競争入札(以下「入札」という。)を行うので、特定調達契約に関する香川県会計規則の特例に関する規則(平成七年香川県規則第八十五号)第六条の規定により読み替えられた香川県会計規則(昭和三十九年香川県規則第十九号。以下「規則」という。)第六十六条の規定により公告する。

なお、本公告による調達は、WTO(世界貿易機関)に基づく政府調達に関する協定(平成七年条約第二十三号)の適用を受けるものである。

平成十五年六月十三日

香川県知事 真 鍋 武 紀

一 調達内容

- 1 借入件名及び数量 土木設計積算システム用機器(ソフトウェア、設置、調整及び保守サービスを含む。) 一式
- 2 調達案件の特質等 入札説明書及び仕様書による。
- 3 借入期間 平成十五年十一月一日から平成十六年三月三十一日まで
- 4 借入場所 入札説明書及び仕様書による。
- 5 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の五パーセントに相当する金額を加算した金額(当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の百五分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

二 入札参加資格

次に掲げる要件を満たす者であること。

- 1 地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第六十七条の四の規定に該当しない者であること。
- 2 県が発注する物品の買入れ等の契約に係る競争入札参加資格において、A級に格付されている者であること。
- 3 県が発注する物品の買入れ等の契約に係る指名停止の措置を受けていない者であること。
- 4 本公告に示した調達物品を指定する日時及び場所に確実に納入することができるこ

とを証明した者であること。

5 本公告に示した調達物品に係る迅速な保守サービスの体制が整備されていることを証明した者であること。

三 入札者に要求される事項

入札に参加を希望する者は、二の4及び5並びに仕様書に掲げる要件を満たすことを証明する書類を平成十五年七月十五日午後三時までに四の1の場所に提出し、当該書類に關し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

なお、提出された書類を審査した結果、当該物品を納入することができると認められた者に限り入札の対象とする。

四 入札書の提出場所等

- 1 入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先 郵便番号七六〇―八五七〇 高松市番町四丁目一番一〇号 香川県土木部技術企画課総務・技術企画グループ 電話番号〇八七―八三―三五一
- 2 入札説明会の日時及び場所 平成十五年六月二十日午後二時 高松市番町四丁目一番一〇号 香川県庁東館六階会議室
- 3 郵便又は信書便による入札 可とする。ただし、郵便で書留親展に限る。(郵送による入札書の受領期限は、平成十五年七月二十四日午後五時までとする。)
- 4 入札及び開札の日時及び場所 平成十五年七月二十五日午後三時 高松市番町四丁目一番一〇号 香川県庁北館三階会計課入札室

五 その他

- 1 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨
- 2 入札保証金及び契約保証金 規則第五百五十二条各号に該当する場合は免除
- 3 入札の無効 本公告に示した入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札及び規則第七十一条各号に掲げる場合における入札は、無効とする。
- 4 入札又は開札の取消し又は延期 天災その他やむを得ない事由がある場合又は入札に關し不正行為がある等により明らかに競争の実効がないと認められる場合は、入札又は開札を取り消し、又は延期す

ることがある。この場合、入札又は開札の取消し又は延期による損害は、入札者の負担とする。

5 落札者の決定方法

規則第四百四十七条第一項の規定に基づき作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

6 落札の無効

落札者は、落札決定の通知を受けた日から五日以内に契約を締結しなければならず、この期間内に落札者の責めに帰すべき事由により契約書を作成しないときは、その落札は、無効とする。ただし、契約書を郵便等により送付する場合その他やむを得ない理由がある場合は、この期間を延長することができる。

7 予約完結権の譲渡

落札者は、落札決定後契約締結までの間において、予約完結権を第三者に譲渡してはならない。

8 契約書作成の要否 要

9 その他 詳細は、入札説明書による。

六 Summary

1 Nature and quantity of the products to be leased :

Computer for Cost Estimation Systems Development for Public Works  
Projects 1 set

2 Time - limit for tender : 3 : 00 p. m. , July 25, 2003

3 Contact point for the notice : Technology Planning Division,  
Civil Engineering Department, Kagawa Prefectural Government, 4 - 1 - 10, Bancho,  
Takamatsu - shi, Kagawa - ken, Japan760 - 8570 . TEL087 - 832 - 3511

選挙管理委員会告示

●香川県選挙管理委員会告示第三十九号

公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第二十二條第一項の規定による選挙人名簿の登録に伴う地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第七十四條第一項及び第七十五條第一項に規定する選挙権を有する者の五十分の一の数並びに同法第七十六條第一項、第八十

條第一項、第八十一條第一項及び第八十六條第一項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第百六十二号）第八條第一項に規定する選挙権を有する者の三分の一の数（その者の総数が四十万を超える場合にあつては、その超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数。以下同じ。）は、次のとおりである。

平成十五年六月十三日

香川県選挙管理委員会委員長 大 林 一 友

五十分の一の数

一六、六六三人

三分の一の数

二〇五、五一八人

県議会議員各選挙区における三分の一の数

高松市選挙区

九〇、六一二人

丸亀市選挙区

二一、六四〇人

坂出市選挙区

二〇、五八二人

善通寺市選挙区

九、四一三人

観音寺市選挙区

一二、〇四三人

さぬき市選挙区

一五、四二九人

東かがわ市選挙区

一〇、六二七人

小豆郡選挙区

九、八二六人

木田郡第一選挙区

七、九三六人

木田郡第二選挙区

六、七五二人

香川郡選挙区

九、八〇八人

綾歌郡選挙区

二一、二八九人

仲多度郡第一選挙区

九、〇四三人

仲多度郡第二選挙区

六、五三三人

三豊郡第一選挙区

二〇、一七九人

三豊郡第二選挙区

五、九九七人

平成十五年六月十三日印刷発行

印刷発行所

香  
川  
県  
庁

(購読料月極二千五百円)



古紙配合率70%  
白色度72%再生紙を使用しています